

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)

問1.

裁判所は、支払料の金額が2000万円であると判決しようとしている。これは、Xの主張している1200万円を超えるものであるから「当事者が申し立てていない事項について判決をすること」になり、処分権主義に反するのではないか。①

処分権主義とは、訴訟の開始、審判対象の確定やその範囲の確定、限定判決によらない訴訟の終了につき、当事者に処分権能を認める建前をいう。その趣旨は、当事者の意思を尊重し、不意打ちを防止することにある。したがって、処分権主義に反するかどうかの判断にあたっては、原告の合理的意図に反するものではないか、被告に不利なにならないかを考慮する。②

本件では、Xは支払料が必要であればその額は1200万円であると主張しているのに、対し、裁判所としては、その金額は2000万円と、支払料を増額した判決をしようとしている。たしかに、Xにとっては、予定していた支払料よりも多く支払わなければならないことになる。しかし、Xとしては、全面敗訴判決を受け、本件建物の明渡ししか認められないという可能性もある。そうした場合は、たとえば、支払いの金額が予定よりも多くなったとしても、建物の明渡しを認めることがXの合理的

③

ページ
裏面へ

意思に担う結果になるといえる。また、Yにとっても、立退料としての金額が増えることで、もらえる金額が増えるので、不利なことになるものではない。

よって、裁判所^かは立退料200万円とすることは、処分権主義に反しない。以上から、裁判所は、問い1の判決をすることは許される。

問い2

裁判所は立退料が800万円であるという判決をいよとして、これは、Xの主張している1200万円よりも減額したものである。このような一部判決^④は、処分権主義に反するのでないか。^⑤

処分権主義の趣旨は、前記の通り、原告の意思尊重と、被告の不意打ち防止にある。

原告としては、全面返却訴訟よりも一部認容を望むに考えられる。また、被告にとっても、全面返却の可能性がある以上は、一部でも認められれば、不意打ちにはならない。

したがって、一部認容判決は認められる。~~本件で~~^⑥

本件では、Xは立退料が1200万円と主張しているのに対し、裁判所が800万の金額を800万円であると判決している。これは、Xの主張よりも減額したものであるから一部認容判決として、合法である。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民訴			

よって、裁判所は、問い2の判決をすることは言わされる。

問い3

Yの請求は、XのYに対する、本件建物部分の引渡しを求める訴えの既判力に対し、言わされないのではないか。⑦

既判力とは、確定判決の判断内容に与えられる法的な拘束力のこと。その根拠は、紛争の終結防止と手続保障が図られたことによる自己責任にある。そして、既判力が作用するのは、前訴と後訴の訴訟物が同一関係にある場合、先決関係にある場合、矛盾関係にある場合である。訴訟物

本件では、前訴がXのYに対する本件建物部分の引渡し請求権であり、後訴の訴訟物が、YのXに対する、建料の支払い請求権である。後訴の建料の支払いは、前訴である引渡し請求が認められることで発生するものであるから、先決関係にあたる。

よって既判力が作用する。事実上の既判力が生ずるのは、口頭弁論終結時である。その時点までは当事者に手続保障が確保されていたといえるからである。

本件で、Xは、インバウンド需要の消滅が、

地位の著しい低下、また景況の悪化により、立退料を支払うつもりはないと主張している。これは、基準時後の事由を主張するものであるから認められない。

5 ~~書状~~ 既判力はほじくのは「判決主文に包含されるもの」(14条1項)すなわち、訴訟1物の範囲を意味するから、判決理由中の判断に既判力はほじかない。

10 本件で、XのYに対する、前訴~~はあり~~の訴訟1物は、本件建物部分の明渡請求権であるから、立退料による正当事由の補充が必要であるといふことは、判決理由中の判断にすぎない。

15 したがって、立退料の支払いについて既判力はほじかない。⑧

以上から、Yの請求は認められる。

杉井

1. 問題の所在を簡潔に指摘しており、好印象。ただし、条文の引用を忘れている。
2. 問題提起→規範定立→あてはめ、という流れが出来ており、読みやすく書かれている。
3. そうはいても、限度があるのではないか。本問で 2000 万円ではなく 2 億円でも適法な判決と言えるか。
4. 「一部判決」という用語は存在しない。
5. 設問 1 の時のように「なぜ問題になるのか」を指摘しなければ問題提起をしたことにはならない。
6. 一部認容ではなく、請求の趣旨よりも有利な判決をすることになる。このような明らかな誤りは減点が大きいので要注意。
7. 設問 2 と同様、なぜ既判力に反する可能性があるのかという点を指摘しなければ問題提起をしたことにならない。また、その点をきちんと考えていれば、Y の請求が既判力に「反する」というようなことはありえないことにすぐ気がつくはずであり、以後の記述のような誤りには至らなかったと思われる。
8. 設問 3 は論点を誤ってしまっているが、問題文の書き方が悪いため、このような出題趣旨に対する誤解は理解できないわけではない。実際の司法試験の問題文は、より題意がわかりやすく作られているので、その点は心配しなくてもよい。

総評 18 点（設問 1 18 点、設問 2 0 点、設問 3 0 点） C

問題提起→規範定立→あてはめ、という流れで論述をしようとする姿勢は好印象です。ただし、問題提起部分は、読者に対して、自分がこれから何を論じようとしているかをわかりやすく提示するために書くわけですから、その部分を読めば論者の問題意識が明らかになるような記述を心がけましょう。問題提起部分がきちんと出来ていれば、その後の記述も大体うまく書けているものです。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

[問い1]

1. 本件の訴訟物は、本件契約終了に基づき本件建物明渡請求権1個であり、条件として1200万円を被告とあるYに支払う引換給付判決を求めたものである。

5 2. Xとしては1200万円の支払いを求めたのに対し、裁判所は、明渡請求は認められたものの、引換給付として2000万円を命じる判決は、民事訴訟法(以下、法文省略)246条の趣旨である処分権主義に反しないかが問題となる。① ②

10 3. 処分権主義とは、審判の開始、終了も審判対象の事確定等は、当事者の判断に委ねられるとせしめること。本件原告とあるXの主張とある1200万円の引換給付に対し、裁判所が2000万円の支払いを命じることは、処分権主義に反しているように思える。③しかし、原告とあるXの望みは、本件建物もYから明渡しをしい自らの手に取り戻すことである。そうであるならば、金額が1200万円から2000万円になったとしても、

15 つまりXの請求が一部認容、一部棄却となつたとしても、紛争の実効的解決のためには必要と得ないと思える。それもXが1200万円以上(不動産鑑定士の鑑定評価に基づき算定金額)一銭たりとも支払わないという明確な意思表示が~~あり~~
20 ~~あり~~ある場合は、これを無視してまでは2000万円の支払いを命じることはできないが、そのような事情もうかがえない。④

4. よって裁判所はXが2000万円を支払うことを条件に、本件建物明渡請求を~~認容~~ ^{命じる}ことがせむと考える。

[問い2]

1. Xは不動産鑑定士の鑑定評価に基づき算定された1200万円の支払をYの立退料として申し出ているが、

よりも少ない金額である800万の支払いとを折換
でYに本件建物即ちの明渡しを命じる判決は、246条
の趣旨である処分権主義に反しないかが問題となる。

⑤

2. 処分権主義は、当事者が申し立てていない事項については
判決することができないという246条に基づいて、原告、被告に
富利対象と認定させ、不意打ちを防止させることによつて
紛争を解決に導くものである。そうであるならば、本件に
よいて、立退きと迫まれているYにとつては、不動産鑑定士
の鑑定評価に基づき算定された1200万円ならば立退きとすか
否か判断すればよいところ、これを原告Xが主張した金額
よりも減額された800万円の支払いを裁判所が命じると
した。これはYにとつては不意打ちであり、処分権主義
の趣旨に反するものであり、認められない。

3. 以上のように裁判所が800万円の引換給付判決は
することやせず、処分権主義に基づき、Xの主張する、それが
たとえXの負担が増えるものであつても、1200万円の引換給付
判決をすべきであるとする。⑥

[問い3]

1. 本件訴訟がXがYに対して2500万円を支払ふこととて
(引換給付判決)、Yが本件建物を明渡すこととを確定した。
前訴判決が確定したにもかかわらず、Xが立退料の支払いと
拒否した場合、後訴でYがその立退料の支払いを求めると
が、前訴の既判力に抵触し、認められないかが問題となる。⑦

2. 既判力とは、確定した終局判決の内容たる判断の適用が
とられ、当事者は後訴においてそれに反する主張はすることが
できない。また、既判力は114条1項に基づき、判決主文の判断
のみに及び、判決理由中の判断には及ばない。

3. 前訴の~~既判力~~は本件契約終了に基づく本件建物明渡
す義務

請求権とあり、確定している。判決文としては「Yは2500万円

2ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

と引換給付に本件建物をXに明渡せ、とあるが、2500万円
の引換給付と建物明渡に既判力が生じている。⑧

4. 一方、後訴の訴訟物は、本件引換給付判決に基づく立退料金2500万円

支払請求権1個である。既判力は紛争の蒸し返しを防止

5 早期に紛争を解決させるために認めらるものであり、訴訟物
も審判対象が同一の場合は、既判力の遮断が働かない場合
がある。

5. 本件についてみると、審判対象はXとYとの本件明渡
とめぐる紛争であるが、訴訟物は前訴が建物明渡請求
10 権であり、後訴は立退料支払請求権であり、異なる。

よって、Yの後訴は前訴の既判力によって遮断されることはない。

6. Yの後訴は適正に係属したとして、Yの請求は認めらる
か。前訴に於ける2500万円の引換給付判決は、判決

理由中の判断によってもみえる。既判力は判決主文の判断に
15 限られ、判決理由中とは及ばない。しかし、前訴判決で2500万円

の引換給付判決が主文に記されている以上、紛争解決の
実効性を確保するためにも、また予いかな本件建物の明渡しと
立退料について実質的に前訴と判断している以上、Yの主張
を認めるとよいと考える。これが紛争の蒸し返しにもならず、

信義則(2条)上認めるとよい。⑨

7. 以上のようた、Yの後訴の請求は認めらるると考える。

以上

杉井

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

1. 「趣旨に反する」という書き方をするのは、条文自体には反しないということを含意することになる。しかし、本問では端的に「246条に反するか」を問題にすればよいと思われる。
2. 「なぜ処分権主義に反する可能性があるのか」を簡潔に指摘しなければ問題提起をしたことにはならない。
3. なぜ「処分権主義に反しているようにも見える」のか？問題提起部分でもその点について言及がないため、論者がどのような問題意識を有しているか（何を論点として捉えているのか）が見えない。
4. 「しかし、原告であるXの望みは」以降は本件の事実関係であるが、あてはめるべき法準則が存在しないため、「あてはめ」になっていない。単に事実を抜き出して感想を述べているだけになってしまう。大前提たる法準則の提示（規範定立）→小前提たる事実の摘示→事実の評価→結論という法的三段論法は必ず守らなければならない。
5. なぜ処分権主義に反する可能性があるのかを指摘する。
6. 出題は「判決をすることが許されるか」であるから、「許される」又は「許されない」を結論としなければならない。
7. なぜ既判力に抵触する可能性があるのかを指摘しなければならない。その点を意識すれば、そもそも既判力の抵触に関する問題でないことに気づくはずである。
8. 既判力が「判決主文の判断のみ」に及び、訴訟物が「建物明け渡し請求権」と述べながら、「引き換え給付にも既判力が生じる」と述べており、明らかに矛盾又は論理飛躍のある記述である。既判力概念の基礎的理解に疑問を抱かせることから、本番の試験では減点が大きいと思われる。
9. なんとかして結論の妥当性を導こうとする姿勢が現れている点は評価できる。

総評 52点（設問1 27点、設問2 20点、設問3 5点） C

問いに答えるという姿勢、法的三段論法による論理展開は必ず守るようにしましょう。

自分の答案を読み返してみて、論理的な文章になっているかを確認するようにしてはいかがでしょうか。

第1 問い1

1 YはXから1200万円の支払いを受けることを条件にして本件請求をしたところ、裁判所は、かかる額を2000万円と判断して明渡しを命じることができるか、1200万円を2000万円と判断して判決をすることは、「当事者が申し立てていない事項について判決をする」ことになり、処分権主義（民訴法246条）に反しないかが問題となる。①

246条の趣旨は、どのような範囲で紛争処理を求めるかについては、当事者の意思に委ねられるので、かかる意思を尊重することにある。そこで、246条に反するか否かは、①原告の合理的意思に反するか、②被告の不意打ちにならないかという観点から判断すべきである。②

本件でみると、③Xは本件賃貸借契約による賃料の収入では、経済的利益が出ないため、本件建物に変えて高層ビルと建てたいと望んでいた。そうすると、Xの合理的意思は、立退料1200万円を出費したとしても、Yに本件建物の賃貸借部分を明け渡して欲しいというものである。

したがって、当該立退料の金額が800万円程増額されたとしても、これはなお格段の相違のない一定範囲内といえるから、Xの合理的意思に適うといえる（①充足）。④

また、立退料が増額することは、Yにとって有利にはなるものの、不意打ちにはならない（②充足）。

2 以上から、裁判所は、かかる額を2000万円と判断して明渡しを命じることができる。
第2 問い2

1 本間についても、上記の問い1で述べたように、246条に反するか否かは、①原告の合理的意思に反するか、②被告の不意打ちにならないかという観点から判断する。

本件でみると、確かに、Xとしては立退料が安ければ安いほど経済的出費が減るため、有利となり、立退料が800万円になることは、原告の合理的意思に反するとは言えない（①不充足）。⑤

しかし、Yにとっては、Xが当初立退料を1200万円と主張していたのだから、1200万円受領できると期待していたのに、裁判所によって800万円に減額されることは、予想外の事情であり、不意打ちに当たるといえる（②充足）。

2 以上から、裁判所は、かかる額を800万円と判断して明渡しを命じることができない。
第3 問い3

1 Yの請求が認められるかについては、裁判所が立退料を2500万円として、その支払いとの引き換えで本件建物部分の明渡しを命じる判決が確定しているところ、かかる立退料が2500万円とその引き換えにという判示部分に既判力（民訴法114条1項）が生じているかが問題となる。⑥

確定判決は主文に包含するものに限り既判力を有する（114条1項）ところ、確かに本件立退料2500万円の支払いと引き換えに、という部分は主文に包含されているから、既判力を有するとも思える。 ⑦

しかし、この部分は訴訟物に含まれず、執行方法を記載したものにすぎないから（民事執行法31条1項）、既判力は生じないと解する。

なお、判例は、限定承認の事案において、既判力に準じる効力という概念を認めるが、これはあくまで事例判断であり、本件のような引き換えを命じる判決においては妥当しないと考える。

2 したがって、前訴の立退料を2500万円として、その支払いとの引き換えという部分には既判力は生じず、後訴裁判所を拘束しないから、Yは新たに訴訟を提起して、立退料の支払いを求めることになる。 ⑧

杉井

1. 簡潔に問題の所在を指摘しており良い。
2. 当事者の意思の尊重という趣旨からは、「被告の不意打ちになるか」という考慮要素は出てこないのではないか。
3. 「本件でみると」は日本語として誤り。「これを本件についてみると」が一般的（直近の最高裁判例をいくつか参照してみるとよい）。
4. 「格段の相違のない一定範囲内と言えるのであれば合理的意思に適う」という規範を立てておく必要がある。それがないため、なぜこのようなあてはめになるのかが不明になっている。
5. 通説とは異なる理解であるため、通説を意識した記述にする必要がある。
6. 問題提起はきっちり出来ている。
7. 主文に包含するもの＝訴訟物であるという法解釈がされていないため、論理が飛躍している。
8. 問題文は「請求が認められるか」であるから、「認められる」or「認められない」という結論で終わらなければならない。ただし、本問はそもそも民事訴訟法の問題として出題の方法が適切ではないと思われるため、既判力の論点について論じられていれば十分である。

総評 40点（設問1 15点、設問2 15点、設問3 10点） C

問題の所在の指摘→条文摘示及び法解釈による適用すべき法規範の定立→事実の摘示及び評価→結論という流れを守ろうとする意識は見られます。

ただし、特に法規範の定立部分において「なんとなく趣旨を書いて規範定立っぽいことをすればよい」という意識があるように思われます。きちんと論理展開を追いかけるように緻密に思考をするよう心がけましょう。

